

# 土壤汚染対策法の施行状況及び び主要な課題について

# 土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

## 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

## 仕組み

### 調 査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき(法第4条)

### 調査・報告

指定調査機関が調査

< 土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合 >

### 指定区域の指定

都道府県が指定・公示する(法第5条)とともに、  
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧(法第6条)

### 指定区域の管理

- 【土地の形質の変更の制限】(法第9条)
- ・指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出
- ・適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

< 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき >

【汚染の除去等の措置】(法第7条)  
都道府県等が土地の所有者等又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令

汚染原因者が不明等の場合、汚染の除去等の措置を実施する土地の所有者等に対し、  
その費用を助成するための基金を設置(法第22条)

汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除(法第5条)

# 土壌汚染対策法第3条の施行状況について

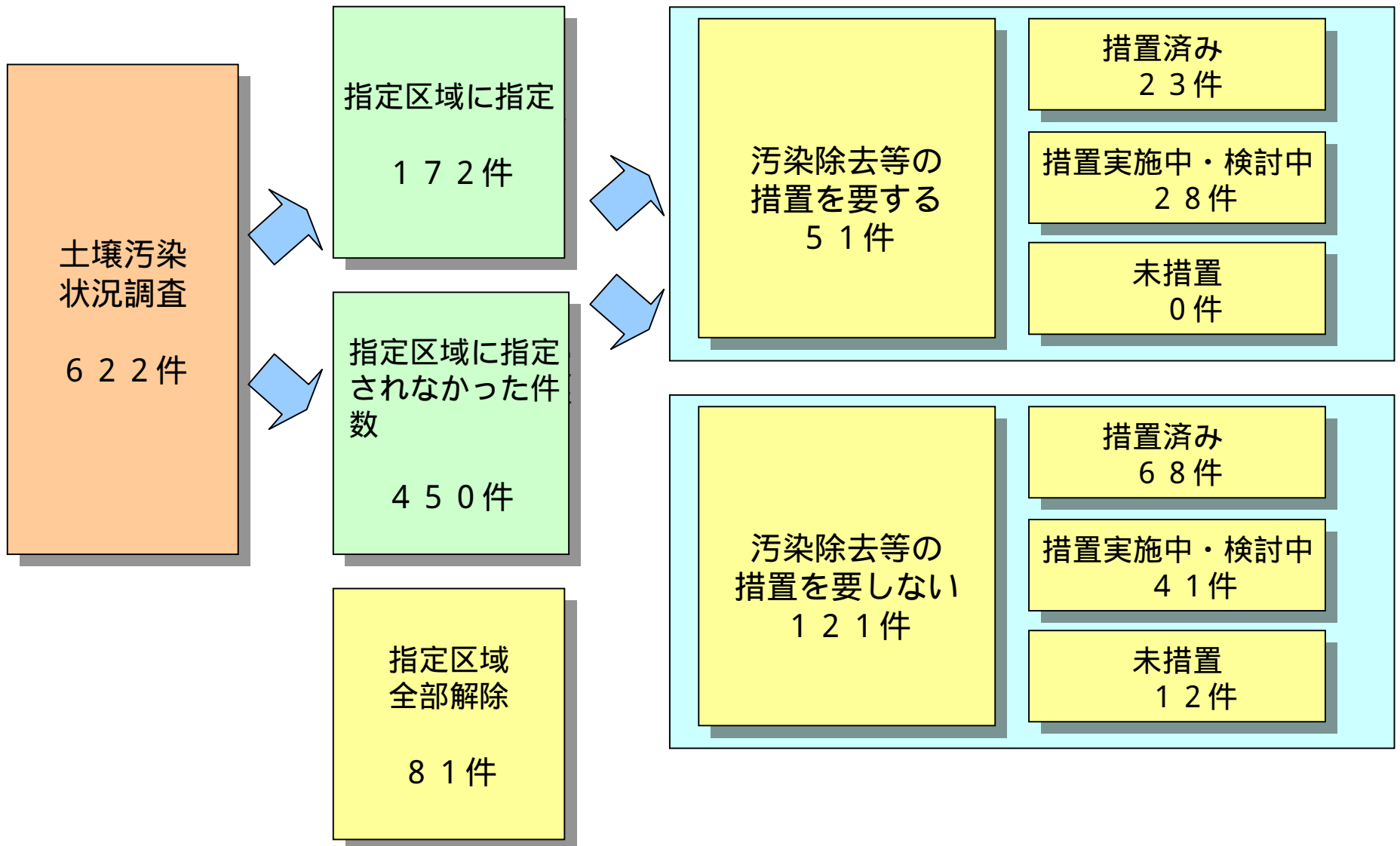
土壌汚染対策法第3条では、有害物質使用特定施設の廃止時に調査義務が生じるが、その状況は下の通り。この調査義務については、法第3条第1項ただし書により都道府県知事が認めれば調査猶予される。(例えば、事業場として引き続き使用する場合。)

・平成15年2月15日から平成19年2月14日までの法施行4年間

有害物質使用特定施設の 廃止件数          【3,102件】	法第3条調査の実施		法第3条調査の猶予		その他  (調査を実施するか、確認の 手続を行うか検討中のもの等)  【61件】
	実施済	実施中	法第3条第1項ただし書 適用の確認済	法第3条第1項ただし書 適用の確認中	
	【618件】	【48件】	【2,379件】	【100件】	
	【666件】		【2,479件】		

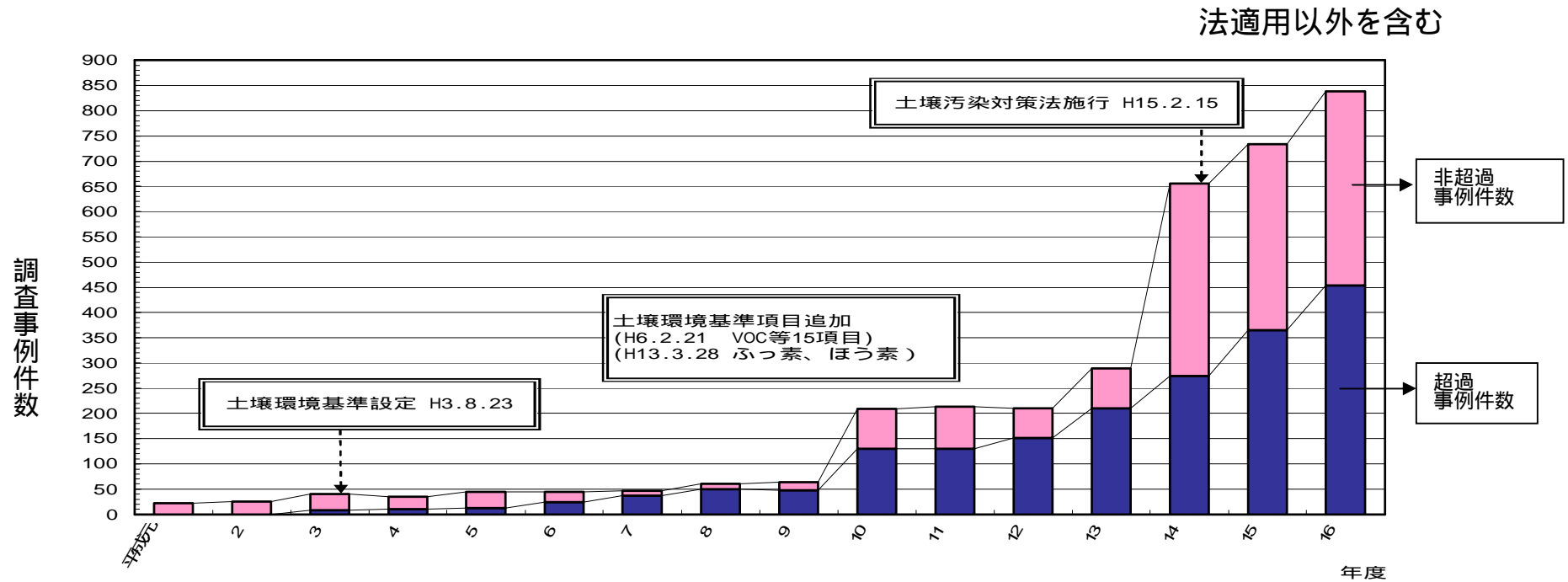
件数は、平成19年2月14日現在の数値。

# 指定区域の状況



〔平成15年2月15日から平成19年2月14日まで〕

# 年度別の土壌汚染判明事例



年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
調査事例	22	26	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	734	838
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	66	130
超過事例	-	-	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	365	454
うち、法適用			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43

環境省 水・大気環境局「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」による

# 土壌汚染対策の実施内容

措置の実施内容(超過事例(16年度))〔複数回答有〕

\* 法適用以外を含む

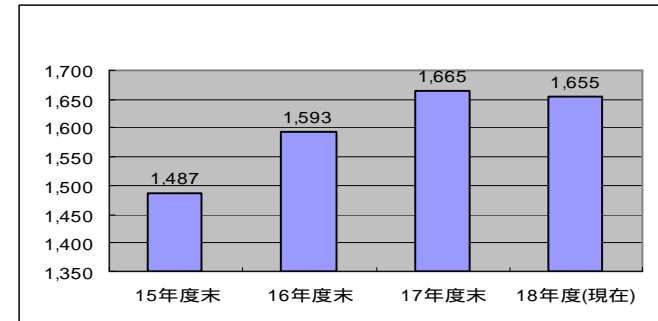


環境省 水・大気環境局「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」による

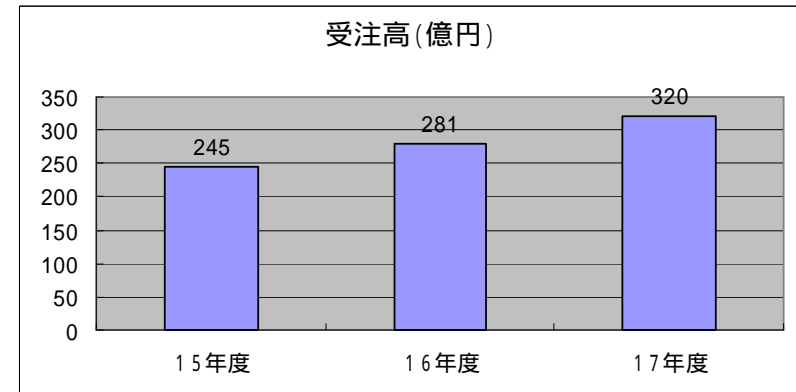
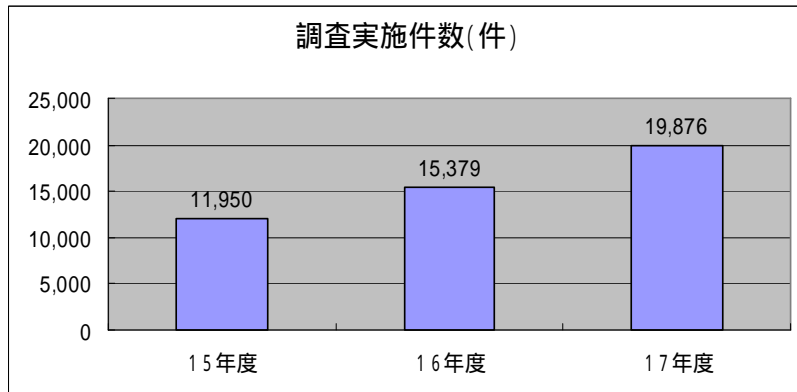
# 指定調査機関について

指定調査機関数の推移

	15年度末	16年度末	17年度末	18年度(現在)
指定調査機関 (対15年比)	1,487	1,593 (107.1%)	1,665 (112.0%)	1,655 (111.3%)



過去3ヶ年の指定調査機関における調査実施件数、受注高

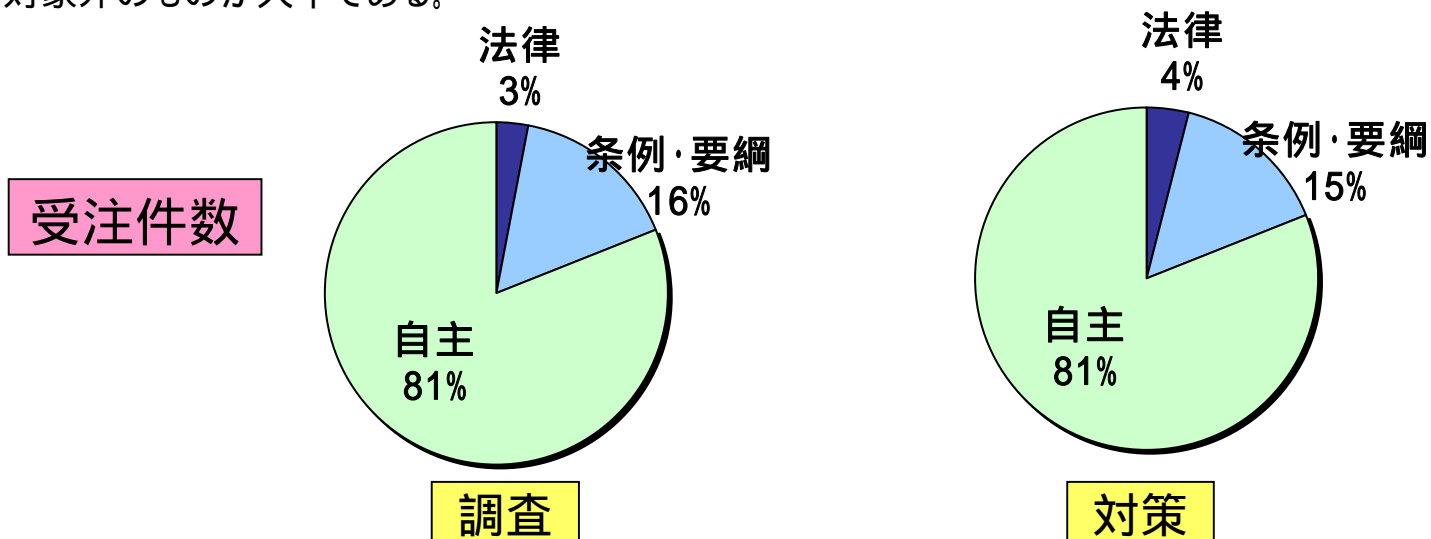


	15年度	16年度	17年度
調査実施件数(件)	11,950	15,379	19,876
(法に基づく調査件数)	(127)	(206)	(260)
受注高(億円)	244.6	280.5	320.2
(法に基づく調査受注高)	(7.3)	(20.7)	(13.9)

# 課題1 土壌汚染の調査、対策の大半が法律の対象外

我が国で実施される土壌汚染の調査・対策の多くは、土壌汚染対策法を契機としたものではなく、地方公共団体の条例・要綱を契機としたものや、土地売買等を契機とした自主的なものと推測される。

(社)土壌環境センター会員企業が受注したものでは、法律を契機とした調査は、件数ベースで約3%、対策は約4%にとどまっており、法対象外のものが大半である。



対象年度	対象企業数(社)	回答企業数(社)	調査結果				
			項目	受注件数(件)	受注高(億円)		
平成十七年度	183	162 内 受注実績 有り 131	調査	法3・4条契機の調査	245	11	
				上記以外	条例・要綱契機の調査	1,466	35
					自主調査	7,333	134
				小計		9,044	180
			対策	法3・4条契機の対策	73	187	
				上記以外	条例・要綱契機の対策	258	276
					自主対策	1,437	981
				小計		1,768	1,444
			合計			10,812	1,624

平成17年度土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査結果 土壌環境センター調べ



## 課題2 汚染土に関する不適正処理事例

汚染された土壌が不適正に処理される事例が見られる。

### 六価クロム汚染残土放置

事案 平成18年7月

東京都日の出町の残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者(汚染を承知済の購入者)による汚染土の処理が開始されている。



汚染土量  
約15000m<sup>3</sup>



### 水銀汚染土不適正処理

事案 平成18年11月

埼玉県体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることになっていたが、計画とは異なる千葉県某市で、不溶化処理が行われていた。

千葉県某市及び埼玉県の指導により、汚染土は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。



業者の計画では  
約270m<sup>3</sup>を処理  
する予定だった。



### ひ素汚染残土のたい積

事案 平成18年10月

千葉県の一時的堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるひ素が検出。



## 課題3 我が国のブラウンフィールド問題

「土壌汚染の存在、あるいはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未利用となった土地」のことをブラウンフィールドと呼ぶ。

・現時点でブラウンフィールドはそれほど顕在化していないが、今後、ブラウンフィールド問題が社会経済情勢によって深刻化する可能性があり、取組の必要性が求められる。

土壌汚染の可能性の高い土地



ブラウンフィールド

経済社会における土壌汚染の取扱いによって深刻化する可能性がある。

- ・土地取引の動向
- ・不動産鑑定評価
- ・金融の担保評価
- ・企業会計
- ・税の取扱い

事業者が土地を抱えたままとなり、土地の有効利用が図られない。

問題を放置すると多方面へ支障のおそれ

- ・環境問題
- ・再開発へ支障
- ・地域の活力喪失

# その他の諸課題

- ◆ 土壌汚染を起因とする生活環境保全の支障の防止について
- ◆ サイト毎の汚染状況に応じた合理的かつ適切な調査、対策の促進方策について
- ◆ 土壌汚染に関する情報の集積・引継ぎについて
- ◆ 信頼性がより確保される指定調査機関のあり方について
- ◆ 土壌汚染対策基金について